

旅行業登録票(標識)

業務範囲	海外旅行・国内旅行
許可登録番号	京都府知事登録旅行業第 3-605
登録年月日	2011 年 10 月 25 日
有効期間	2011 年 10 月 25 日～2016 年 10 月 24 日
名称	株式会社 ワールドホリデーズ
営業所の名称	本社営業所
総合旅行業務取扱管理者	川西 哲史 『総合旅行業務取扱管理者』とは、お客様の旅行を取り扱う営業所(※)での取引の責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく表記の旅行業取扱管理者にご質問ください。 (※)外務員証を携帯する場合は、営業所以外でも取引が可能です。
管理者対応時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00 ※時間外についてもメールにてお問合せは承ります。
電話番号(お問い合わせ先)	050-1363-1817
メールアドレス	soudanshitsu@australiatour.jp
ウェブサイト名称及び URL	オーストラリアツアー www.australiatour.jp
サイト営業時間	24 時間
旅行業約款	<p>約款とは、当社とお客様が契約を締結する際の基準となるものです。</p> <p>手配旅行契約 当社がお客様のご希望される旅行の一部または全行程を代行してツアーを手配する旅行の契約です。</p> <p>受注型企画旅行契約 当社がお客様の依頼により旅行計画を作成して実施する旅行の契約です。</p> <p>旅行相談契約 当社がお客様より旅行の相談を受けて計画を立てるお手伝いをする際の契約です。</p> <p>渡航手続代行契約 当社がお客様の旅券や査証取得など、渡航に必要な手続きを代行する際の契約です。</p> <p>募集型企画旅行契約 当社が旅行のプランを企画し、募集活動を行って販売する旅行の契約です。ただし、当社は第 3 種旅行者ですので、一定の条件下に限定された国内のみの募集型企画旅行の企画・実施に限定します。</p> <p>特別補償規程 当社が実施する「企画旅行」に参加したお客様が不慮の事故に遭われたときにお支払する補償金等の規程です。</p> <p>なお、当社は旅行業法第 7 条の定めのとおり、営業保証金を下記の法務局へ供託しております。 京都地方法務局 京都市上京区荒神口通河原町通り東入上生洲町 197</p>
旅行業務取扱料金表	旅行業務取扱料金表
旅行条件書	<p>当社とお客様との間で手配旅行契約および受注型企画旅行契約を締結するときに適用される契約条件となります。お申込み前には必ずお読みください。</p> <p>手配旅行条件書</p> <p>受注型企画旅行条件書</p>

利用規約	当社ウェブサイト「オーストラリアツアー(www.australiatour.jp)」をご利用いただく際の規約です。ご利用前には必ずご確認ください。 利用規約
------	---